

(資料 1)

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に対する意見

2024年12月2日
一般社団法人データ社会推進協議会

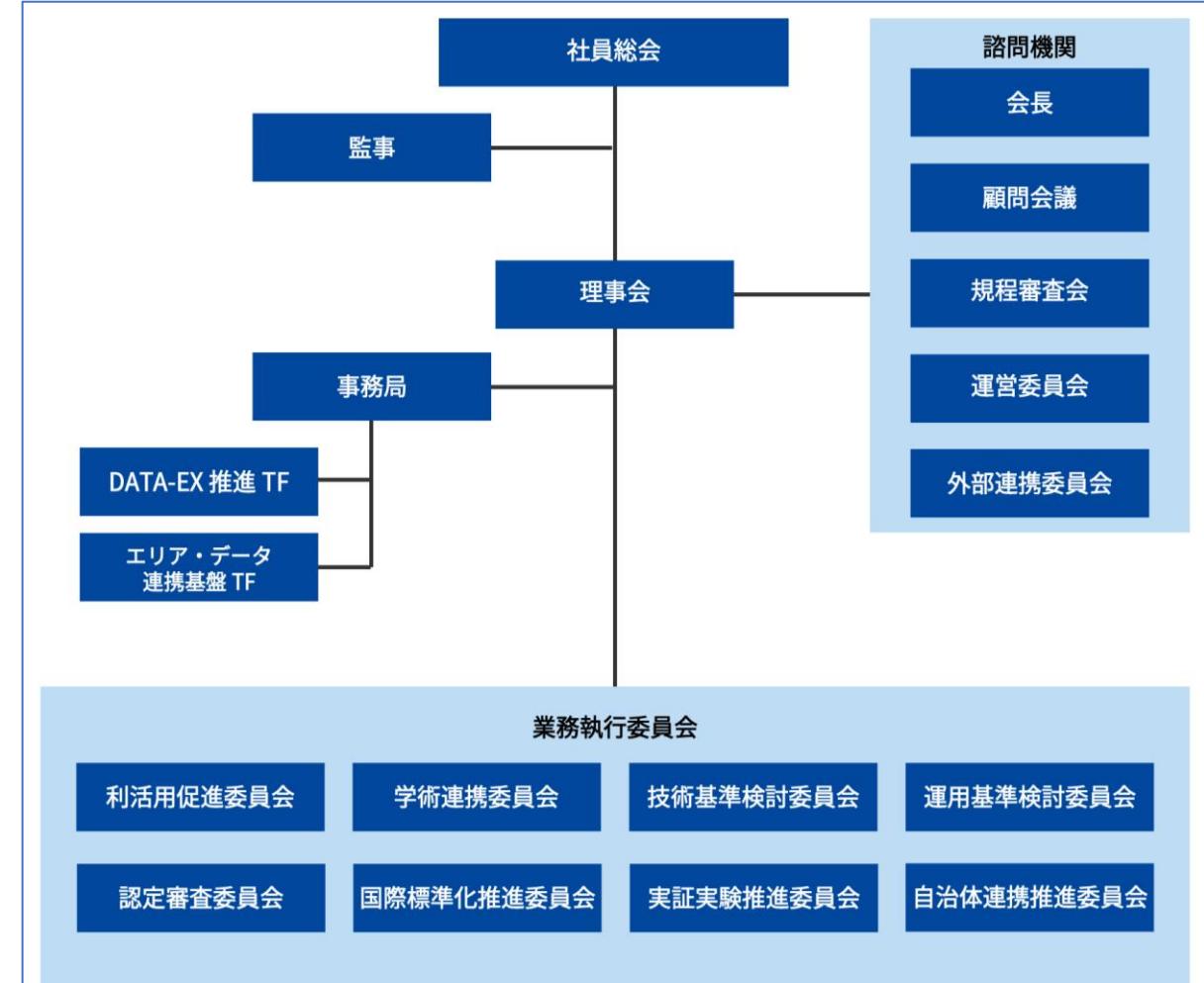


一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）について

団体概要及び組織体制



団体名	一般社団法人データ社会推進協議会（英名：Data Society Alliance）
法人番号	4011005007414
所在地	〒108-0014 東京都港区芝4-13-4 田町第16藤島ビル2階 (株式会社 インターフュージョン・コンサルティング内)
設立	2021年4月1日
事業内容	<p>当協議会は、デジタル庁が推進予定の「データ戦略」（※2）や「内閣府・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の後押しを受け、産官学の連携により分野を超えた公正、自由なデータ流通と利活用による豊かな社会（「データ社会」という）を実現し、国内はもとより世界と連携し貢献を図ることを目的に、以下の事業を推進致します。</p> <ol style="list-style-type: none">1.データ社会を実現する連携サービス(DATA-EX)の提供2.データ社会に資する学術研究の推進3.データ社会に資する産学官連携の推進4.データ社会を支える関連事業者等の運用基準の策定5.データ社会を支える技術基準の策定6.データ社会を支える事業者等に対する認定制度の整備及び運用7.データ社会活性化のためのデータ利活用の創出8.データ社会を巡る法的課題や国際連携・標準化等に関する調査・研究・推進9.データ社会に関する関係省庁への政策提言及び関連団体との連携10.前各号に掲げるもののほか、データ社会の健全な成長のために必要な活動



会員状況 (2024/10/7 時点) 183会員

Vision

World of Data-Driven Innovation データ利活用によりイノベーションが持続的に起こる世界

Mission

Establish a data-driven society for democracy of innovation
データ駆動型社会を構築し、イノベーションの民主化を実現する

Develop the data-distribution infrastructure for the world
世界規模で活用可能なデータ流通基盤を整備する

Accelerate social implementation with technology and service development
技術、サービス開発により社会実装を推進する

Collaboration and contribution to the world
世界と連携し、世界に貢献する

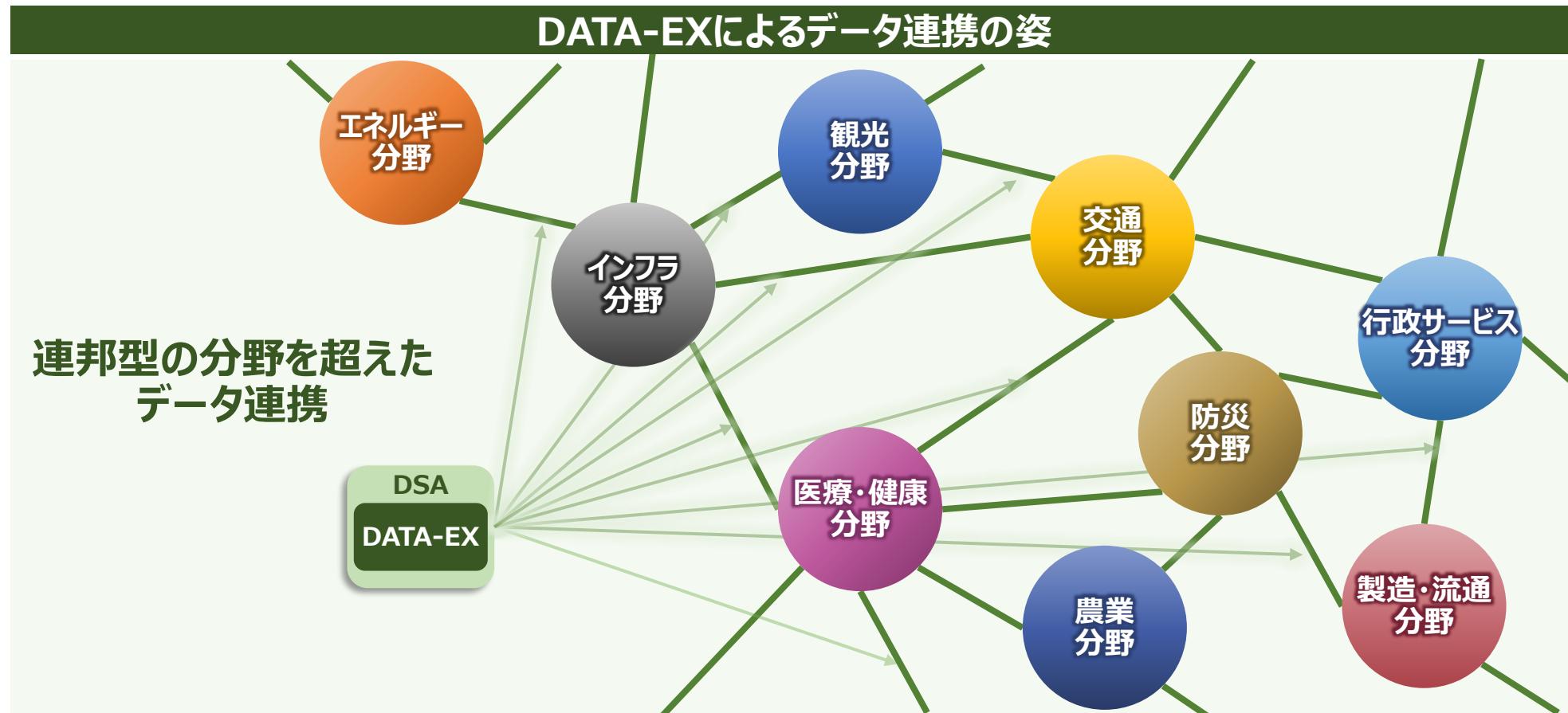
ビジョン・ミッションの実現のためDATA-EXを始動

DSAがめざすデータ連携の姿

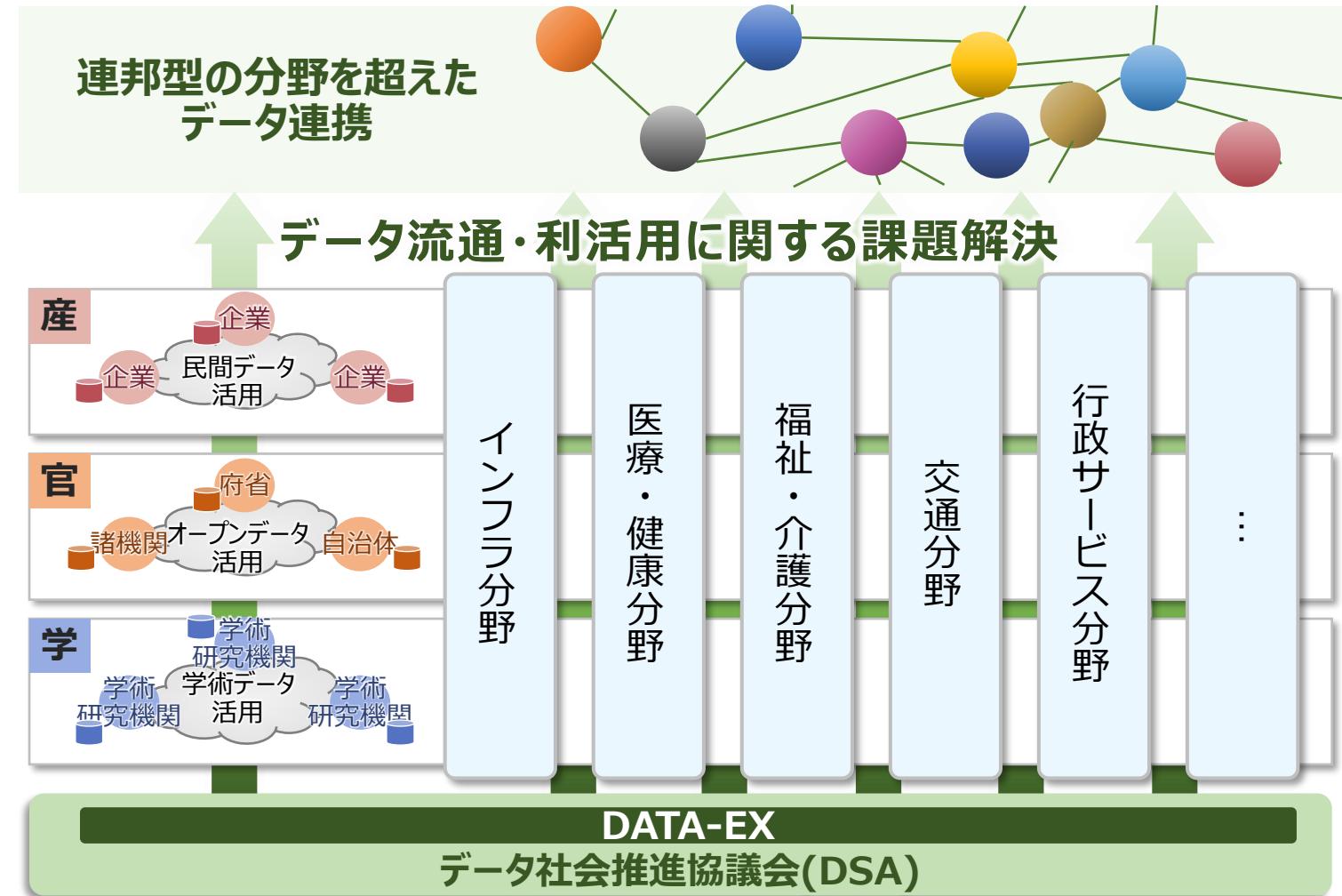
- DSAでは、データ連携に係る既存の取組が協調した、連邦型の分野を超えたデータ連携をめざすプラットフォームDATA-EXの提供をします。

DATA-EXとは

- ・ 分野を越えたデータ連携を実現するために、DSAが提供する連携ポータルの総称

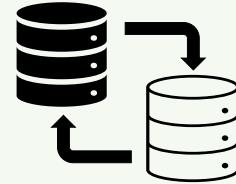


- DSAでは、あらゆる分野におけるデータ流通・利活用の課題を、産官学を越えた企業・団体の連携により解決する



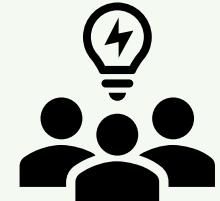
分野を超えたデータ連携に関する基盤構築

- ・ 分野横断検索等(データ連携サービスポータル)の提供
- ・ IT基準/運用基準の策定
- ・ 國際標準化の促進



分野を超えたデータ利活用サービスの創出

- ・ ベストプラクティスの共有
- ・ マッチングの実施
- ・ 各種実証/調査研究等



分野を超えたデータ連携に関する社会実装支援

- ・ テストベッド/レジストリの提供
- ・ 開発支援ツールの提供
- ・ 人財育成



利活用促進委員会の活動

利活用促進委員会

- 利活用促進委員会運営に関する各種審議
- WGの活動計画や成果の報告
- データ流通、利活用促進に関する情報提供

会員交流促進

会員交流活性化WG（旧マッチングWG）：会員の取り組み紹介を通じた会員間の課題共有の場の提供

- 様々な業種、立場の会員による取り組みや課題の発表、外部団体や有識者からの話題提供を通じ、会員間の課題認識の共有、連携機会を提供する。

課題別検討

データ倫理・プライバシー研究WG：研究会・ワークショップの開催

- レビューションリスク、プライバシーや人権対応等パーソナルデータ利活用における受容性課題について企業が具体的に取組むべき事項を検討。
- データを活用したサービス企画段階でのプライバシー対応観点のタスクを導出するワークショップを開催する。

データ利用権取引市場活用WG：データ利用権を用いたデータ取引市場の実証

- 2023年度、SIP第2期において開発されたデータ利用権取引市場システムを、DSAの管理するテストベッド環境下に構築し、運用する。
- 会員企業等から参加を募り、テストベッド環境を用いデータ利用権取引市場におけるデータ取引実証を仮想的に実施し、その課題を洗い出す。

秘密計算活用WG：セミナーや会員企業によるユースケース検討

- 秘密計算活用ケースの検討と、課題の洗い出しを行う。
- ホワイトペーパーの発行、講演イベント等により情報発信を行い、技術理解促進、活用ケース創出、座組の検討などを行う。

消費行動データ流通・活用WG：電子レシート活用を通じたユースケース整理や実証、外部情報発信

- 消費行動データ（ID-POSデータ等の生活者の購買/行動に掛るデータ）の流通／利活用による、ユースケースを洗い出し、フィジビリティスタディを行う。
- 消費行動データの流通／利活用によるユースケース等を踏まえ、目指す世界觀を示すホワイトペーパーを作成する。

ビジネス支援

エビデンスに基づく価値創出WG：会員企業によるワークショップ開催

- ワークショップにおいて、ビジネスアイデアの記述や発想を支援するツールを利用し、参加企業のエビデンスに基づく価値創出を支援する。
- ワークショップの結果を踏まえ、手法やツールの新たな要件定義を行い、その成果を会員企業に還元する。

DATA-EX利活用

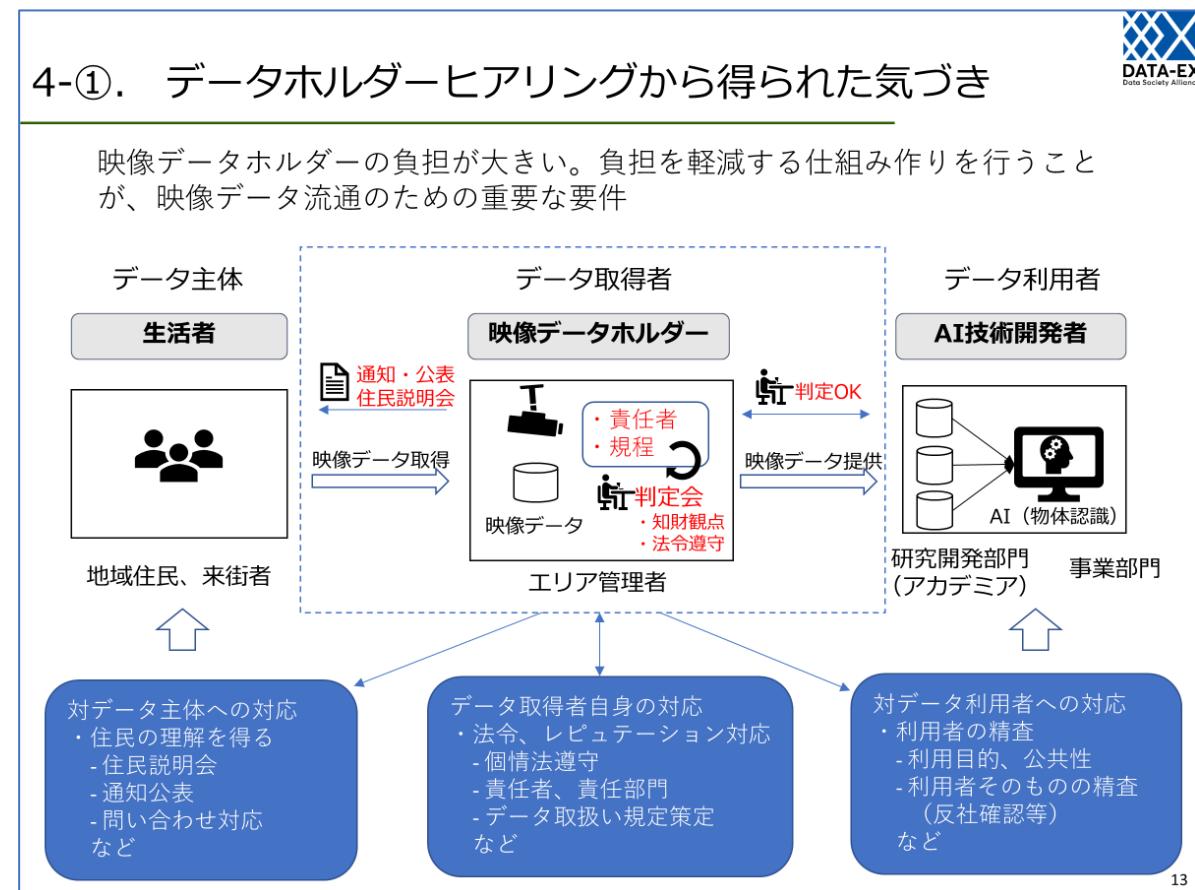
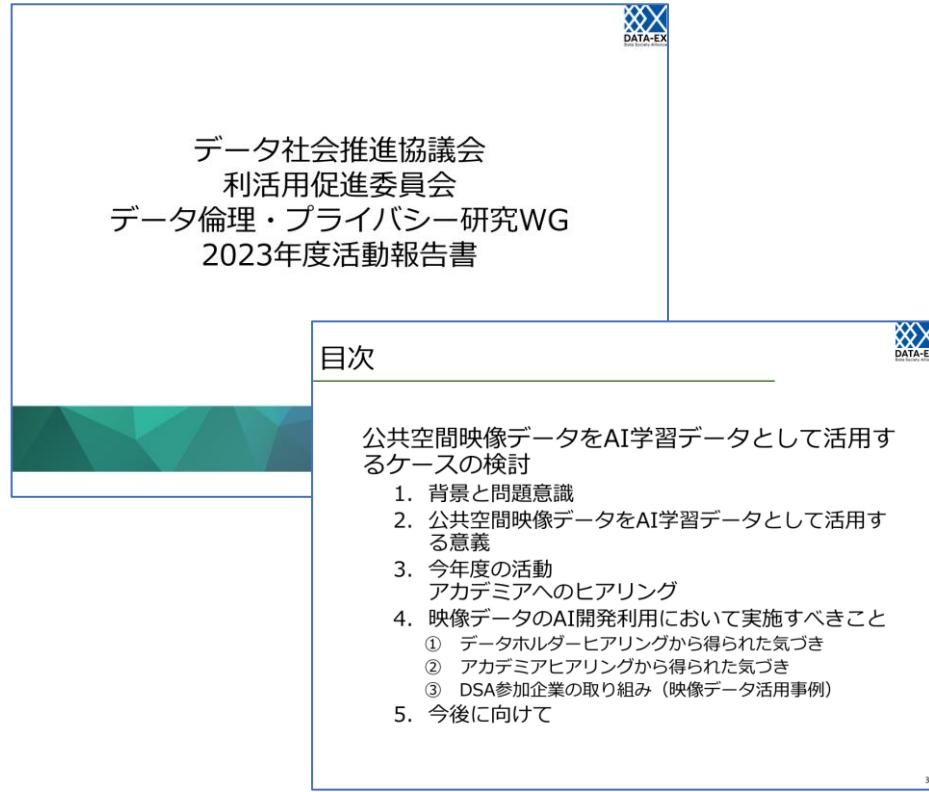
DATA-EX利活用WG：DATA-EX推進に係る利活用ケースの創出

- DATA-EX推進TFと連携し、DATA-EXプラットフォームを活用のための具体的なケース創出と要件整理を行う。
- 利活用促進委員会においてDATA-EXに関し調整等が必要な事項を取りまとめ、DATA-EX推進TFへ提案、要求する。

データ倫理・プライバシー研究WGにおける取組



- パーソナルデータ利活用の具体的なケースを想定し、倫理面や社会受容性の観点で事業者が取り組むべきことの具体化を目指し、データ利用に関する倫理、プライバシーに関する研究を行っている
- 具体ケースとして、公共空間の映像データをAI学習データとして取得・利用する際の課題を整理



秘密計算活用WGにおける取り組み



- DSAはPETsのうち特に秘密計算に注目し、組織間の安全なデータ流通・活用の促進に向けて活動
- 当分野の国内有識者が勢揃いするイベントや、法制度議論のためのイベントを実施
- 秘密計算を用いた安全な組織間データ活用の活用のパターン・例を整理

秘密計算や法制度に関するイベント開催

【3/18(月)開催・参加無料】プライバシー保護技術が実現する安心・安全なデータ連携

2024.02.21 講演・イベント #秘密計算 DATA-EX Data Society Alliance Language

「AI時代に期待が高まるP
多様なステークホルダーが
AIの進展に伴いデータが競争優位性
な主体による価値の創造が日本型の
データ連携が各分野において欠かせ
ない」と題された講演イベント。

**【10/18(金)緊急開催・参加無料】DSA・
JILIS共催 「個人情報保護法シンポジウム」**

2024.10.11 講演・イベント 開催趣旨

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しを前に控え、一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)と一般社団法人情報法制研究所(JILIS)は、個人情報保護法のあるべき姿などを議論するシンポジウムを緊急開催します。

出典：<https://data-society-alliance.org/lecture-event/13479/>
<https://data-society-alliance.org/lecture-event/12374/>

秘密計算の活用例の整理

秘密計算の活用例
～秘密計算を利用した安全な組織間での
データ活用への期待～

一般社団法人 データ社会推進協議会

活用案整理による秘密計算の組織間データ活用への知見

- 【知見1】様々な事業領域にて、秘密計算の組織間データ活用の期待あり
・医療・ヘルスケア領域、マーケティング領域、スマートシティ領域（自動車、不動産、MaaS）など
- 【知見2】個人情報に限らず、秘密計算の組織間データ活用の期待あり
・必ずしも、個人情報（プライバシー保護）の観点でのみ期待されているのではなく、個人に関係ない営業秘密等の安全な活用にも期待
- 【知見3】経済的利益と社会的利益といった主な連携目的※1によって、組織間での連携の傾向が異なる※2

表：経済的利益と社会的利益における連携の傾向

主な連携目的	連携組織数の傾向	連携の主導の傾向	連携先の傾向	連携先の傾向
経済的利益 (例：主に自社の課題の解決)	少數企業連携	一社が主導	提携企業間連携 (社内、グループ企業間)	異業種との連携
社会的利益 (例：社会的共通課題の解決)	多數企業連携	コンソーシアム等で協力	競合含め連携 (競合、国家間連携)	同業種との連携

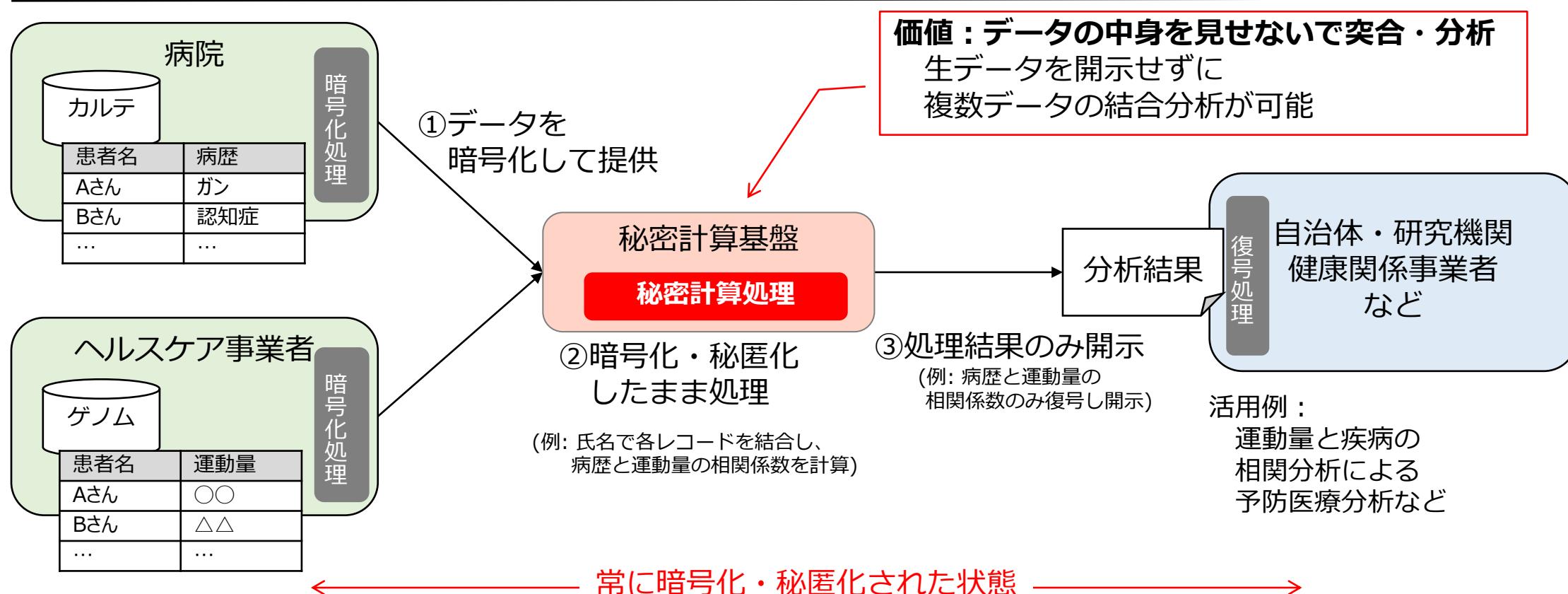
※1 連携の目的は自社の経済的な利益でもあると同時に社会的な利益でもあることが多いが、ここでは主にどちらの目的が比較的大きいかを、可能な限り消費者の視点で判断している
※2 あくまで、そのような傾向があるだけで、連携の主な目的に応じて形式が決定するわけではない

出典：<https://data-society-alliance.org/survey-research/securecomputing/>

(参考) 秘密計算を用いた安全なデータ活用

- 秘密計算は、従来の暗号技術と異なり、データの処理中も暗号化・秘匿化したままの処理が可能
- 複数の組織が持つデータを開示・流通させずにデータの突合分析した活用が可能（データの価値だけが流通）

図：秘密計算を用いたデータの突合分析の例



はじめに

第5期科学技術基本計画で提唱された「Society5.0」の実現や、「我が国が、実世界産業におけるAIの応用でトップ・ランナーとなり、産業競争力の強化が実現されること」というわが国のAI戦略に掲げられた目標達成のために、データの利活用がキーとなることに疑念の余地はない。

特に我が国における社会課題の解決のためには、幅広いステークホルダー間でパーソナルデータ含むデータを共有、連携させ、さらにAIやビッグデータ分析により高度な知見を獲得することが不可欠であり、データが適正に共有される社会を展望した制度が求められる。

その観点では「個人情報保護政策の基本理念、法の目的」に記された「個人に関する情報について個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、データがもたらす価値を最大限引き出すためには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により、信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められていることも考慮する必要がある。」という点について賛同したい。

次ページより「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」について意見を申し上るが、全ての項目への意見を提示するものではなく、「データ倫理プライバシー研究WG」及び「秘密計算活用WG」において、予てより検討を積み重ねてきた課題に照らし合わせて関連部分について意見を述べたい。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

- 技術の進化、データ処理やサービスの複雑化、価値観の多様化などから、事業者側の通知・公表の限界、権利主体としての個人の関与にも限界があると考える。プライバシーガバナンスなど事業者側の主体的な取り組みの重要性は高まり、加えてデータ取引市場やデータ流通基盤の機能がそれらを補うことも求められる。
- データ流通の促進からはデータポータビリティの進展は望ましいが、プライバシー権等の見地によるのではなく、分野別の施策もしくはデジタル行政財政改革会議で触れられたデータ利活用制度の基本方針に基づく丁寧な議論が必要と考える。

2. 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

- 社会課題に対峙するため統計的利用、AIのモデル生成の為の利用などの促進は必要であり、この考え方賛同する。

3. 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

- 個人の権利利益への影響が伴わないような個人データの利用、流通に関して、第三者提供によりデータを結合した上での統計的利用などについて、本人の関与に依らない規律の在り方を検討することに期待する。

6. 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

- 個人データそのものの特徴に起因するリスクについては丁寧な整理が必要。

意見（1）

意見（2）

意見（1）

個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通

(1) 個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通



個人の権利利益への影響が伴わないような個人データの利用、流通に関して、本人の関与に依らない規律の在り方を検討することに期待する。

■ 個人の権利利益への影響が伴ないような個人データ利用の例：

- 例1) 物体認識を行うAIモデル開発のための複数主体からの映像データ取得
 - ・大規模言語モデル開発のために、Webクローリングによる大量の学習データを取得
 - ・物体認識を行うAIモデル開発のために、複数の事業者が保持する映像データを取得
- 例2) 組織間での統計的な分析のためのデータ突合・分析

■ 意見箇所：個人情報委員会，“個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点” (参考4) 現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

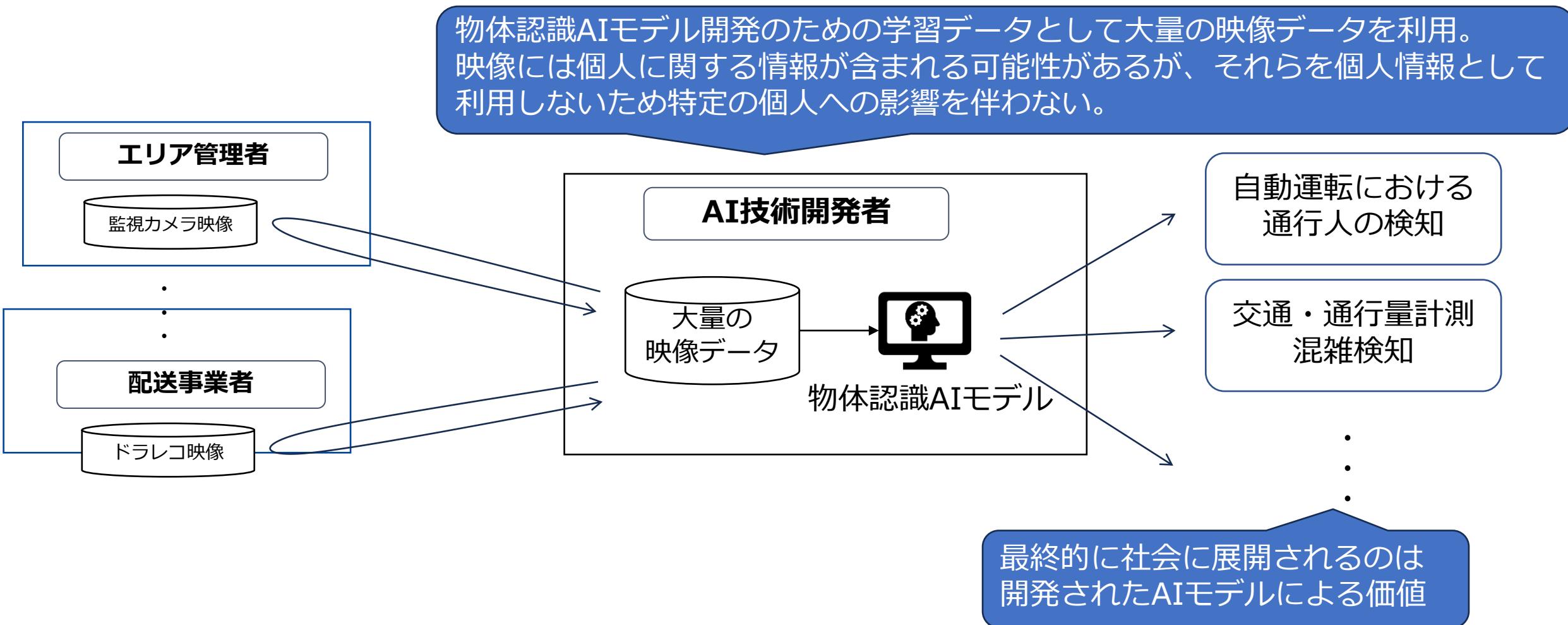
本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、**本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか**（なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者に対して本人が関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、**その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型**はあるか。

例 1：物体認識を行うAIモデル開発のための、複数主体からの映像データ取得

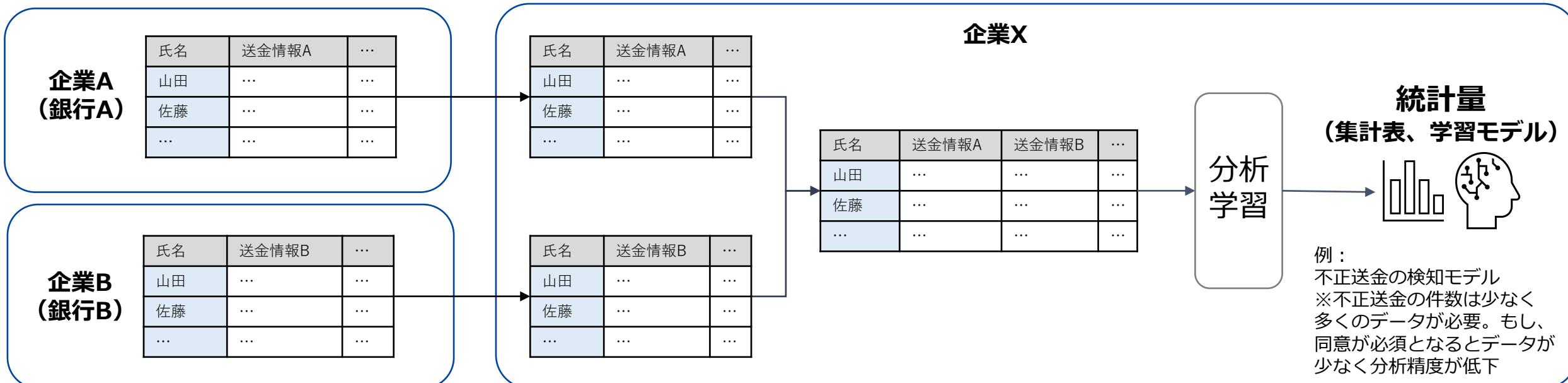
複数主体から映像データを取得し、物体認識を行うAIモデルを得る処理は、特定の個人への影響を伴わなず、得られたAIモデルは社会的に価値が高い



例2：組織間での統計的な分析のためのデータ突合・分析

- 統計的利用を目的とした個人データを第三者提供する処理は、個人データを個人データとして取り扱わないが実質的に個人の権利利益の侵害は無いといえるのではないか
- 複数の組織の個人データを突合することにより統計としての価値、学習モデルの精度などが向上するが、そのニーズは高く、同意取得が必ずしも容易でない社会的な課題解決の分析に有効である

例えば、複数の金融機関の送金情報（個人データ）を突合・分析することで不正送金の検知モデルの高度化が可能



秘密計算などを用いたガバナンス強化・追加的な安全管理措置



- 処理途中においては、収集するデータが大量になる、もしくは結合して統計量を得るなどの点から、利用目的の適正性の担保や安全管理措置はもとより、データ主体の不安に対応するための対策が必要
- 個人情報保護法が求める安全管理措置に加えより透明性の高いプライバシーガバナンスが求められる
- 技術進展に対応するため、技術的な措置の基準や例をガイドライン等で示すべきであり、その検討は技術有識者も含めた産官学で連携して策定していくべき
- 秘密計算などのプライバシー保護技術は、データを秘匿しながら結合分析を実現できる、より安全な技術であるため上記における追加的な安全管理措置としての選択肢になり得る
- これらガバナンスの在り方の検討にDSAも貢献する所存

意見（2）

個人データそのものの特徴に起因する考慮要件(生体データ)

(2) 個人データそのものの特徴に起因する考慮要件(生体データ)



個人データそのものの特徴に起因するリスクについては丁寧な整理が必要。また、新たな規律は既存法令では真に対応できないリスクがあるときに行われるものと理解している。

- 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に示された生体データを扱った各ケースにおいて顕在化したリスクは生体データに特化したものではないのではないか。
- また、以下の意見箇所に示されている「容易に取得」や「長期にわたり本人の手掛けりとなる」といった特徴は特定のデータに限定されたものなのか検証が必要。
- 意見箇所：個人情報委員会，“個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点”
(参考4) 現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例

6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上**容易に取得**され、かつ、それが**長期にわたり本人の追跡の手掛けりとなる**など、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

中間整理に示された社会的反響のあつたケース等の考察

生体データの取扱いに関連する社会的反響の大きかった事例として中間整理に示された各ケースにおいて、顕在化したリスクは生体データに特化したものではない。「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」で示されている通り、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方を基礎に、生体データ固有のリスク等を丁寧に整理するべきではないか。

人流を把握し防災に活用する目的で、ある駅を中心とした駅ビルに多数のカメラを設置して通行人を撮影し、災害発生時等の安全対策に資する人流統計情報の作成が可能かを検証する実験を実施することを発表した事例

- 市民の方々のご懸念にも十分配慮した対応が必要という第三者委員会の指摘は通知・公表をはじめとする関係者とのコミュニケーション不足に関する問題ではないか。
- (本事例のように統計情報を作成する目的において「撮影を回避する手段を設けること」は必要なのか)

顔識別技術を有した防犯カメラを導入し、刑務所からの出所者・仮出所者を含む不審者等を検知するセキュリティ対策を、交通拠点において実施していた事例

- 出所者・仮出所者を含む不審者を検知するという目的が適正利用の観点で問われたのではないか。
- 顔識別技術に依らない出所者・仮出所者を含む不審者等の検知であれば問題なかったのか。

ある地区的スマートシティ化等を目的として、ある駅周辺に多数のAIカメラを設置し、人流データの取得・解析を開始することを発表した事例

- 人流データを活用したスマートシティコンセプトに対する、地域住民等の関係者とのコミュニケーションが不十分だったことが問題ではないか。
- 十分な合意形成があった場合には、個人の権利利益を侵害しないデータ利活用に相当するのではないか。

個人データ、生体データ、カメラ由来データ等のリスク整理例



リスクに繋がる利用

- 本人が気付かないうちにデータを取得されうる
- 一生変えられることにより漏洩時の影響がより大きい
- 特定の個人を識別することができる水準が確保されている場合において、通常の個人情報と比較して個人の権利利益に与える影響が大きい
- 他目的での利用
- 長期にわたり特定の個人を追跡することに利用できる
- 様々な属性データとの名寄せ、紐づけ
- 個人データの利用が正しく理解されない
- 情報漏洩時の影響が大きい
- 不適正な利用
- 転々流通

赤文字：中間整理の文言

IoT・カメラセンシングに起因するリスクへの対応が必要

生体データならではの特徴に起因するリスクへの対応が必要

重大なリスクが内在するため、その対応が必要

原則として禁止されるべき

その他意見 :

データ流通の促進とプライバシー保護の両立に向けて

PETs: Privacy Enhancing Technologies

データ流通の促進とプライバシー保護の両立に向けて



● 背景 :

- AI時代においてデータ重要性が益々高まり、データ活用は我が国の成長戦略の力ギとなっている
- 複数の企業・組織が保有する個人データを突合することで、統計的利用の付加価値やAIモデルの精度が向上し、より高度な社会課題解決にも適切に対応できる
- このような分析は統計量を得るもので「個人データを個人データとして取り扱わない」ため、分析結果からの個人の権利利益の侵害リスクは小さい（第三者提供を禁止する必要のない類型と考え得る）
- 統計的利用により本人の権利利益の保護が図られるとしても、処理途中の不正リスクやデータ結合に対するデータ主体の不安解消が課題

● 提案 :

- 複数の個人データを突合分析するデータ活用施策について、仮に第三者提供を禁止する必要のない類型が整理されたとしても、規模、データの機微性、社会的インパクトなどに応じ、秘密計算などのPETs適用を前提としてはどうか
- 例えば、秘密計算はデータを秘匿しながら処理できるため、データ処理の安全性を格段に高めることによる個人データの保護と、統計的活用や学習データの充実などデータ流通の促進、その両立が可能である